

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	2022年7月26日
【四半期会計期間】	第41期第3四半期（自 2022年3月21日 至 2022年6月20日）
【会社名】	株式会社 P L A N T
【英訳名】	PLANT Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三ッ田 佳史
【本店の所在の場所】	福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1
【電話番号】	0776(72)0300(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役 山田 准司
【最寄りの連絡場所】	福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1
【電話番号】	0776(72)0300(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役 山田 准司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第40期 第3四半期累計期間	第41期 第3四半期累計期間	第40期
会計期間		自2020年9月21日 至2021年6月20日	自2021年9月21日 至2022年6月20日	自2020年9月21日 至2021年9月20日
売上高	(百万円)	71,230	70,828	96,241
経常利益	(百万円)	1,244	1,219	1,656
四半期(当期)純利益	(百万円)	912	1,006	1,155
持分法を適用した場合の投資利益	(百万円)	-	-	-
資本金	(百万円)	1,425	1,425	1,425
発行済株式総数	(千株)	8,090	8,090	8,090
純資産額	(百万円)	15,409	16,493	15,662
総資産額	(百万円)	42,197	41,849	41,710
1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	113.53	125.77	143.82
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	-	-	-
1株当たり配当額	(円)	5.00	5.00	21.00
自己資本比率	(%)	36.5	39.4	37.5

回次		第40期 第3四半期会計期間	第41期 第3四半期会計期間
会計期間		自2021年3月21日 至2021年6月20日	自2022年3月21日 至2022年6月20日
1株当たり四半期純利益	(円)	51.97	50.59

- (注) 1. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社がないため、記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第3四半期累計期間及び当第3四半期会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当第3四半期累計期間（2021年9月21日～2022年6月20日）における我が国の経済は、米国をはじめとする先進諸国による金融緩和の縮小や資源価格の上昇等、世界的景気減速が危惧される中、新型コロナウイルス感染症の変異株の検出、更には緊迫が続くウクライナ情勢も重なり経済活動の先行きが再び不透明な状況となっております。小売業におきましては、新型コロナウイルス感染症に対する予防ワクチン接種が進み、昨年9月、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が全面解除、行動制限が段階的に緩和されたことにより、個人消費に回復の兆しがみられました。しかし、円安や原材料価格の高騰、人手不足による食料品や物流コストの値上げ、新型コロナウイルス感染症の再拡大の懸念により、先行きへの不安や不透明感は依然残ったままであります。

このような状況のもと、当社は、収益力の強化を最重要課題とし、下記の施策に積極的に取り組んでおります。

改装の実施

既存店活性化により客数・売上増を図るため、ワクワク感が感じられる売場を目指し改装を実施します。

P B商品開発強化

当社にしかない価値あるP B商品を開発し、目的来店性、粗利率アップを図ります。

R - 9（R = Revolution 人件費9億円削減）

人口減による人手不足・労働単価上昇への対応として機械化等を推進し業務の合理化を図ります。

以上の結果、当第3四半期累計期間における経営成績は、売上高が70,828百万円（通期計画進捗率74.2%）、売上総利益は15,608百万円（前年同四半期比2.9%増）、営業利益は1,146百万円（前年同四半期比5.1%減）、経常利益は1,219百万円（前年同四半期比2.0%減）及び四半期純利益は1,006百万円（前年同四半期比10.4%増）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第1四半期会計期間の期首から適用しております。当第3四半期累計期間の売上高については、当該会計基準を適用した後の数値となっているため、前年同期比を記載せず、通期計画進捗率を記載しております。

詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項（会計方針の変更）」に記載のとおりであります。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第3四半期会計期間末における資産は、前事業年度末に比べ139百万円増加し、41,849百万円となりました。これは主に現金及び預金が864百万円減少し、商品が730百万円、有形固定資産が459百万円増加したことによるものであります。

(負債)

当第3四半期会計期間末における負債は、前事業年度末に比べ692百万円減少し、25,356百万円となりました。これは主に長期借入金が490百万円減少したことによるものであります。

(純資産)

当第3四半期会計期間末における純資産は、前事業年度末に比べ831百万円増加し、16,493百万円となりました。これは主に四半期純利益が1,006百万円となり、剰余金の配当が168百万円あったことによるものであります。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の当社が会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	23,120,000
計	23,120,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (2022年6月20日)	提出日現在発行数(株) (2022年7月26日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,090,000	8,090,000	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数 100株
計	8,090,000	8,090,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
2022年3月21日～ 2022年6月20日	-	8,090,000	-	1,425	-	1,585

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2022年3月20日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2022年6月20日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 110,280	-	単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,974,200	79,742	同上
単元未満株式	普通株式 5,520	-	-
発行済株式総数	8,090,000	-	-
総株主の議決権	-	79,742	-

【自己株式等】

2022年6月20日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社 P L A N T	福井県坂井市坂井町 下新庄15号8番地の1	110,280	-	110,280	1.36
計	-	110,280	-	110,280	1.36

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)	就任年月日
仮監査役 (注) 1	高島 悠輝	1986年12月25日	2009年4月 新日本有限責任監査法人 (現 EY新日本有限責任 監査法人) 入所 2016年8月 税理士法人日本総研入所 2019年8月 高島公認会計士事務所 設立、同所所長(現任) 2020年4月 株式会社幸池商店 社外 監査役(現任) 2020年6月 サカイオーベックス株式 会社 社外取締役 監査 等委員 2021年12月 当社仮監査役(現任) 2022年2月 サカイオーベックス株式 会社 社外監査役(現 任)	(注) 2	-	2021年 12月27日

(注) 1 . 当社監査役(社外)白崎利宗氏は現在病気療養中であり、監査役としての業務を遂行できる状態にないため、監査役が欠けた場合に準じて、仮監査役として高島悠輝氏の選任を福井地方裁判所に申し立てておりましたが、2021年12月27日付けで、福井地方裁判所から同氏を仮監査役(一時監査役職務代行者)として選任する旨の決定通知を受け、仮監査役として同氏が就任しました。

2 . 福井地方裁判所の決定に基づき、仮監査役の任期は、後任監査役が選任されるまでの間となります。なお、高島悠輝氏は2022年12月19日開催予定の当社定時株主総会において、当社の監査役候補者として推薦する予定であります。

(2) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性8名 女性1名(役員のうち女性の比率11.1%)

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（2022年3月21日から2022年6月20日まで）及び第3四半期累計期間（2021年9月21日から2022年6月20日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年9月20日)	当第3四半期会計期間 (2022年6月20日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,031	7,166
売掛金	1,719	1,727
商品	7,332	8,062
その他	649	470
流動資産合計	17,733	17,426
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	9,980	9,960
土地	5,327	5,327
その他(純額)	3,957	4,437
有形固定資産合計	19,266	19,726
無形固定資産	1,441	1,467
投資その他の資産	3,269	3,229
固定資産合計	23,977	24,423
資産合計	41,710	41,849
負債の部		
流動負債		
買掛金	6,214	6,150
電子記録債務	805	709
1年内返済予定の長期借入金	673	688
未払法人税等	289	317
賞与引当金	425	621
その他	2,447	2,444
流動負債合計	10,856	10,932
固定負債		
長期借入金	8,274	7,769
退職給付引当金	1,653	1,732
資産除去債務	3,263	3,301
その他	2,000	1,620
固定負債合計	15,192	14,423
負債合計	26,048	25,356
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,425	1,425
資本剰余金	1,585	1,585
利益剰余金	12,663	13,502
自己株式	0	0
株主資本合計	15,674	16,512
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	12	19
評価・換算差額等合計	12	19
純資産合計	15,662	16,493
負債純資産合計	41,710	41,849

(2) 【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位 : 百万円)

	前第3四半期累計期間 (自 2020年9月21日 至 2021年6月20日)	当第3四半期累計期間 (自 2021年9月21日 至 2022年6月20日)
売上高	71,230	70,828
売上原価	56,054	55,219
売上総利益	15,175	15,608
販売費及び一般管理費	13,967	14,462
営業利益	1,208	1,146
営業外収益		
受取手数料	100	106
助成金収入	20	23
その他	33	56
営業外収益合計	154	186
営業外費用		
支払利息	84	71
固定資産除却損	18	15
その他	14	26
営業外費用合計	117	112
経常利益	1,244	1,219
特別利益		
債務免除益	1,105	-
補助金収入	-	2,260
特別利益合計	105	260
税引前四半期純利益	1,350	1,480
法人税、住民税及び事業税	340	489
法人税等調整額	98	15
法人税等合計	438	473
四半期純利益	912	1,006

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによる主な変更点は以下のとおりです。

・代理人取引に係る収益認識

消化仕入に係る収益及び店頭における配送取次サービスについて、従来は、顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しておりましたが、顧客に移転する財又はサービスを支配しておらず、これらを手配するサービスのみを提供しているため、代理人取引であると判断した結果、総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

さらに、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取り扱いに従って前第3四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

この結果、当第3四半期累計期間の売上高が871百万円、売上原価が871百万円減少しておりますが、売上総利益、営業利益、経常利益および税引前四半期純利益に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルスの感染症拡大に伴う会計上の見積りについて、前事業年度の有価証券報告書(追加情報)に記載しました仮定に重要な変更はありません。

(四半期損益計算書関係)

1 債務免除益

前第3四半期累計期間(自 2020年9月21日 至 2021年6月20日)

店舗賃貸借契約の変更に伴い、原状回復義務に相当する債務が免除されたものであります。

2 補助金収入

当第3四半期累計期間(自 2021年9月21日 至 2022年6月20日)

設備投資に対する先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金の交付等によるものであります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2020年9月21日 至 2021年6月20日)	当第3四半期累計期間 (自 2021年9月21日 至 2022年6月20日)
減価償却費	1,022百万円	1,109百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 2020年9月21日 至 2021年6月20日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年10月30日 取締役会	普通株式	144	18	2020年9月20日	2020年12月18日	利益剰余金
2021年4月23日 取締役会	普通株式	40	5	2021年3月20日	2021年5月21日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自 2021年9月21日 至 2022年6月20日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年10月22日 取締役会	普通株式	128	16	2021年9月20日	2021年12月20日	利益剰余金
2022年4月25日 取締役会	普通株式	39	5	2022年3月20日	2022年5月20日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(持分法損益等)

当社は、関連会社がないため、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、小売業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

当第3四半期累計期間(自 2021年9月21日 至 2022年6月20日)

区分	金額(百万円)
フーズ	48,675
ノンフーズ	21,865
顧客との契約から生じる収益	70,540
その他の収益	287
外部顧客への売上高	70,828

(注)「その他の収益」の区分は不動産賃貸収入であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2020年9月21日 至 2021年6月20日)	当第3四半期累計期間 (自 2021年9月21日 至 2022年6月20日)
1株当たり四半期純利益	113円53銭	125円77銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	912	1,006
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	912	1,006
普通株式の期中平均株式数(千株)	8,033	8,005

(注)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

2022年4月25日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- (イ) 配当金の総額 39百万円
- (ロ) 1株当たりの金額 5円
- (ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 2022年5月20日

(注)2022年3月20日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払を行っております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年7月26日

株式会社 P L A N T
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
北 陸 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大枝 和之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高見 勝文

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社 P L A N T の2021年9月21日から2022年9月20日までの第41期事業年度の第3四半期会計期間（2022年3月21日から2022年6月20日まで）及び第3四半期累計期間（2021年9月21日から2022年6月20日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 P L A N T の2022年6月20日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。